

# 新潟県市町村総合事務組合公報

号外

令和元年 7 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合

	目	次	ページ
条 例			
1	新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例について	1	1
2	新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について	2	2
3	新潟県自治会館条例の一部を改正する条例について	3	3
4	新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例について	4	4
規 則			
3	元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	5	5
訓 令			
1	新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程の一部改正	8	8
公 告			
	新潟県市町村総合事務組合監査委員の就任について	9	9
議会公告			
	新潟県市町村総合事務組合議会副議長の就任について	10	10

## 条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和元年 7 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号)
- (3) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号)
- (4) 新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例について  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号)

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成 16 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(退職手当を受ける者の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(退職手当を受ける者の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第4条第3項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

**新潟県市町村総合事務組合条例第2号**

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例(平成18年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中「1.08」を「1.1」に、「1,400」を「1,900」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

### 新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成18年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

(1) 施設等使用料

ア 会議室使用料

（単位：円）

施設	面積 ㎡	定員 人	午前	午後	全日	夜間	備考	
			午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時		
本館	講堂	696.0	机 255 椅子 364	28,300	35,600	58,700	32,000	来賓控室を含む
	201会議室	266.6	108	18,800	21,000	35,600	19,900	
	202会議室	54.5	20	4,200	5,200	8,400	4,700	
	301会議室	319.0	40	22,000	25,200	43,000	23,500	
	401会議室	96.6	36	7,300	9,500	14,700	8,400	
別館	コンベンションホールゆきつばき	351.2	120	23,500	29,800	49,200	26,700	
	901会議室	163.8	48	12,500	15,700	25,200	14,200	
	902会議室	163.8	48	12,500	15,700	25,200	14,200	
	第1研修室	131.4	48	10,000	12,500	19,900	11,500	
	第2研修室	99.0	36	7,300	9,500	14,700	8,400	

イ 付属設備使用料

（単位：円）

設備名	午前	午後	全日	夜間
	午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時
映写機 16ミリ	3,200	3,200	6,400	3,200
液晶プロジェクター（ビデオ、スクリーンを含む）	3,200	3,200	6,400	3,200
テレビ・ビデオセット	2,100	2,100	4,200	2,100
固定式スライド機（スクリーンを含む）	2,100	2,100	4,200	2,100
可搬式スライド機（スクリーンを含む）	1,500	1,500	3,000	1,500
オーバーヘッドカメラ（液晶プロジェクター、スクリーンを含む）	4,200	4,200	8,400	4,200
オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含む）	1,500	1,500	3,000	1,500

実物投映機（スクリーンを含む）	1,500	1,500	3,000	1,500
マイクシステムユニット	4,200	4,200	8,400	4,200
テーブルクロス（1枚につき）	300	300	600	300

ウ 事務室使用料 (単位：円)

使用区分	使用単位	使用料
新潟県自治会館本館	1 m <sup>2</sup> につき月額	942
新潟県自治会館別館	1 m <sup>2</sup> につき月額	1,036

エ 駐車場使用料 (単位：円)

使用区分	使用単位	使用料
屋内駐車場	1台につき月額	12,500
専用駐車場	1台につき月額	3,400

(2) 共益分担金 (単位：円)

使用区分	使用単位	共益分担金
新潟県自治会館本館	1 m <sup>2</sup> につき月額	995
新潟県自治会館別館	1 m <sup>2</sup> につき月額	1,100

備考 この表に定めるもののほか、冷暖房等の使用に要する経費負担については、管理者が別に定める。

#### 附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日以後の使用料等で前納するものについても同様とする。

#### 新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館附属駐車場条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。  
別表の(3) フリーパス券使用料の表中「7,700円」を「7,800円」に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日以後の使用料で施行日前に納めるものについても同様とする。

規 則

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のとおり公布する。  
令和元年 7 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

**新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号**

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部改正)

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則（平成 22 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第 1 号（第 12 条関係） 意見陳述の機会通知書 (略)</p> <p>年 月 日付けであった<sup>口頭</sup>陳述 で意見を述べる旨の申立てについて、意見陳 書等を提出する旨の申立てについて、意見陳 述の機会を下記のとおり与えますので、新潟 県市町村総合事務組合退職手当審査会規則第 12 条第 1 項の規定により通知します。 (略)</p>	<p>別記様式第 1 号（第 12 条関係） 意見陳述の機会通知書 (略)</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付けであった<sup>口頭</sup>陳述 で意見を述べる旨の申立てについて、意見陳 書等を提出する旨の申立てについて、意見陳 述の機会を下記のとおり与えますので、新潟 県市町村総合事務組合退職手当審査会規則第 12 条第 1 項の規定により通知します。 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別記様式非第 4 号 災 害 補 償 療養補償請求書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 看護料</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: right;">日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		(略)		4 看護料	年 月 日	日間		年 月 日		<p>別記様式非第 4 号 災 害 補 償 療養補償請求書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 看護料</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		(略)		4 看護料	<u>平成</u> 年 月 日	日間		<u>平成</u> 年 月 日	
	(略)																		
4 看護料	年 月 日	日間																	
	年 月 日																		
	(略)																		
4 看護料	<u>平成</u> 年 月 日	日間																	
	<u>平成</u> 年 月 日																		

別記様式非第 10 号の 2

介護補償請求書

(略)

6 介護を受けた場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 病院：施設等（名称： ）
	入院：入所期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

(略)

別記様式非第 21 号の 2

介護補償決定通知書

認定  
番号

年 月 日

(略)

別記様式非第 32 号

4 号紙

(略)

ターミナル ケア 療養費	円 死亡年月日 年 月 日
--------------------	------------------

(略)

別記様式非第 10 号の 2

介護補償請求書

(略)

6 介護を受けた場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 病院：施設等（名称： ）
	入院：入所期間（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

(略)

別記様式非第 21 号の 2

介護補償決定通知書

認定  
番号

平成 年 月 日

(略)

別記様式非第 32 号

4 号紙

(略)

ターミナル ケア 療養費	円 死亡年月日 平成 年 月 日
--------------------	---------------------

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 新潟県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
<p>別記様式学第 4 号（第 4 条関係） 公立学校の学校医等災害補償療養補償請求書 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>※5 1～4 までは上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>※5 1～4 までは上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 (略)</p>	<p>別記様式学第 4 号（第 4 条関係） 公立学校の学校医等災害補償療養補償請求書 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>※5 1～4 までは上記のとおりであることを証明します。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>※5 1～4 までは上記のとおりであることを証明します。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)</p>
<p>※5 1～4 までは上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 (略)</p>			
<p>※5 1～4 までは上記のとおりであることを証明します。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)</p>			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成16年規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
別記様式消則第15号 災害補償記録簿 (略)	別記様式消則第15号 災害補償記録簿 (略)								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">1年6月を経過する日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	(略)	1年6月を経過する日		年 月 日	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">1年6月を経過する日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u>年 月 日</td> </tr> </table>	(略)	1年6月を経過する日		<u>平成</u> 年 月 日
(略)	1年6月を経過する日								
	年 月 日								
(略)	1年6月を経過する日								
	<u>平成</u> 年 月 日								
(略)	(略)								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県交通災害共済条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県交通災害共済条例施行規則(平成16年規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
別記第7号様式(裏面) (略)	別記様式消則第15号 (略)				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">本書のとおり申し立てます。 年 月 日 (略)</td> </tr> </table>	(略)	本書のとおり申し立てます。 年 月 日 (略)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">本書のとおり申し立てます。 <u>平成</u>年 月 日 (略)</td> </tr> </table>	(略)	本書のとおり申し立てます。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)
(略)	本書のとおり申し立てます。 年 月 日 (略)				
(略)	本書のとおり申し立てます。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)				
(略)	(略)				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">表面の事故発生状況は、事実 であることを証明します。 年 月 日 (略)</td> </tr> </table>	(略)	表面の事故発生状況は、事実 であることを証明します。 年 月 日 (略)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">表面の事故発生状況は、事実 であることを証明します。 <u>平成</u>年 月 日 (略)</td> </tr> </table>	(略)	表面の事故発生状況は、事実 であることを証明します。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)
(略)	表面の事故発生状況は、事実 であることを証明します。 年 月 日 (略)				
(略)	表面の事故発生状況は、事実 であることを証明します。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)				
(略)	(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県自治会館条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県自治会館条例施行規則(平成18年規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別記様式第5号(第6条関係) 新潟県自治会館事務室使用承認通知書 年 月 日 (略)	別記様式第5号(第6条関係) 新潟県自治会館事務室使用承認通知書 年 月 日 <u>平成</u> 年 月 日 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合訓令第1号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和元年7月22日から実施する。

令和元年7月22日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

改正後	改正前																																																				
別表第1（第2条関係）その1 （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>期末面談</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> <td>1次評価記入日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2次評価記入日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確認日： 年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>期首面談</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>期末面談</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> <td>1次評価記入日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2次評価記入日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確認日： 年 月 日</td> </tr> </table> 別表第1（第2条関係）その2 （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>期末面談</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> <td>1次評価記入日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2次評価記入日： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確認日： 年 月 日</td> </tr> </table> （略）	評価期間	年 月 日～ 年 月 日	期末面談	年 月 日	（略）	1次評価記入日： 年 月 日	2次評価記入日： 年 月 日	確認日： 年 月 日	評価期間	年 月 日～ 年 月 日	期首面談	年 月 日	期末面談	年 月 日	（略）	1次評価記入日： 年 月 日	2次評価記入日： 年 月 日	確認日： 年 月 日	評価期間	年 月 日～ 年 月 日	期末面談	年 月 日	（略）	1次評価記入日： 年 月 日	2次評価記入日： 年 月 日	確認日： 年 月 日	別表第1（第2条関係）その1 （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価期間</td> <td>平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>期末面談</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> <td>1次評価記入日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2次評価記入日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確認日：平成 年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価期間</td> <td>平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>期首面談</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>期末面談</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> <td>1次評価記入日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2次評価記入日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確認日：平成 年 月 日</td> </tr> </table> 別表第1（第2条関係）その2 （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価期間</td> <td>平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>期末面談</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> （略） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> <td>1次評価記入日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2次評価記入日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確認日：平成 年 月 日</td> </tr> </table> （略）	評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	期末面談	平成 年 月 日	（略）	1次評価記入日：平成 年 月 日	2次評価記入日：平成 年 月 日	確認日：平成 年 月 日	評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	期首面談	平成 年 月 日	期末面談	平成 年 月 日	（略）	1次評価記入日：平成 年 月 日	2次評価記入日：平成 年 月 日	確認日：平成 年 月 日	評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	期末面談	平成 年 月 日	（略）	1次評価記入日：平成 年 月 日	2次評価記入日：平成 年 月 日	確認日：平成 年 月 日
評価期間	年 月 日～ 年 月 日																																																				
期末面談	年 月 日																																																				
（略）	1次評価記入日： 年 月 日																																																				
	2次評価記入日： 年 月 日																																																				
	確認日： 年 月 日																																																				
評価期間	年 月 日～ 年 月 日																																																				
期首面談	年 月 日																																																				
期末面談	年 月 日																																																				
（略）	1次評価記入日： 年 月 日																																																				
	2次評価記入日： 年 月 日																																																				
	確認日： 年 月 日																																																				
評価期間	年 月 日～ 年 月 日																																																				
期末面談	年 月 日																																																				
（略）	1次評価記入日： 年 月 日																																																				
	2次評価記入日： 年 月 日																																																				
	確認日： 年 月 日																																																				
評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																				
期末面談	平成 年 月 日																																																				
（略）	1次評価記入日：平成 年 月 日																																																				
	2次評価記入日：平成 年 月 日																																																				
	確認日：平成 年 月 日																																																				
評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																				
期首面談	平成 年 月 日																																																				
期末面談	平成 年 月 日																																																				
（略）	1次評価記入日：平成 年 月 日																																																				
	2次評価記入日：平成 年 月 日																																																				
	確認日：平成 年 月 日																																																				
評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																				
期末面談	平成 年 月 日																																																				
（略）	1次評価記入日：平成 年 月 日																																																				
	2次評価記入日：平成 年 月 日																																																				
	確認日：平成 年 月 日																																																				



評価期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

期首面談	年 月 日
------	-------

期末面談	年 月 日
------	-------

(略)

(略)	1次評価記入日： 年 月 日
	2次評価記入日： 年 月 日
	確認日： 年 月 日

評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
------	-------------------

期首面談	平成 年 月 日
------	----------

期末面談	平成 年 月 日
------	----------

(略)

(略)	1次評価記入日：平成 年 月 日
	2次評価記入日：平成 年 月 日
	確認日：平成 年 月 日

別表第1（第2条関係）その3

(略)

評価期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

期末面談	年 月 日
------	-------

(略)

(略)	1次評価記入日： 年 月 日
	2次評価記入日： 年 月 日
	確認日： 年 月 日

(略)

評価期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

期首面談	年 月 日
------	-------

期末面談	年 月 日
------	-------

(略)

(略)	1次評価記入日： 年 月 日
	2次評価記入日： 年 月 日
	確認日： 年 月 日

別表第1（第2条関係）その3

(略)

評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
------	-------------------

期末面談	平成 年 月 日
------	----------

(略)

(略)	1次評価記入日：平成 年 月 日
	2次評価記入日：平成 年 月 日
	確認日：平成 年 月 日

(略)

評価期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
------	-------------------

期首面談	平成 年 月 日
------	----------

期末面談	平成 年 月 日
------	----------

(略)

(略)	1次評価記入日：平成 年 月 日
	2次評価記入日：平成 年 月 日
	確認日：平成 年 月 日

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

公 告

新潟県市町村総合事務組合監査委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合監査委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和元年7月22日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

識見監査委員

就任 大塚昇一（小千谷市長） 令和元年7月17日

議 会 公 告

新潟県市町村総合事務組合議会副議長の就任について（議会公告）

新潟県市町村総合事務組合議会副議長の就任があったので、次のとおり公告する。

令和元年7月22日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 品 田 宏 夫

組合議会副議長

就 任 丸 山 広 司（長岡市議会議長） 令和元年7月17日